# 令和5年第1回

寒河江市議会定例会議案

寒河江市

1	議第 2 号	令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第14号)—————	別冊
2	議第 3 号	令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)——	別冊
3	議第 4 号	令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)—	別冊
4	議第 5 号	令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
5	議第 6 号	令和4年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)	別冊
6	議第 7 号	令和5年度寒河江市一般会計予算	別冊
7	議第 8 号	令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 ————————	別冊
8	議第 9 号	令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算 ——————	別冊
9	議第10号	令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算	別冊
10	議第11号	令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算——	別冊
11	議第12号	令和5年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算——	別冊
12	議第13号	令和5年度寒河江市下水道事業会計予算———————	別冊
13	議第14号	令和5年度寒河江市立病院事業会計予算————————	別冊
14	議第15号	令和5年度寒河江市水道事業会計予算	別冊
15	議第16号	寒河江市課制条例の一部改正について	1
16	議第17号	寒河江市個人情報保護法施行条例の制定について	3
17	議第18号	寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一	
		部改正について	1 2
18	議第19号	寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について――	1 5
19	議第20号	寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の	
		制定について	1 9
20	議第21号	こども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例	
		の制定について	2 5
21	議第22号	寒河江市国民健康保険条例の一部改正について	3 4
22	議第23号	寒河江市犯罪被害者等支援条例の制定について―――――	3 6
23	議第24号	寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部	
		改正について	4 1

24	議第25号	寒河江市道路占用料条例の一部改正について ――――――	4 4
25	議第26号	寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更につい	
		7	5 0
26	議第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について―――	5 2
27	議第28号	市道路線の認定について	5 5

# 議第16号

寒河江市課制条例の一部改正について

寒河江市課制条例(平成18年市条例第4号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

### 寒河江市課制条例の一部を改正する条例

寒河江市課制条例(平成18年市条例第4号)の一部を次のように改正する。 第1条第12号及び第13号を次のように改める。

- (12) 福祉国保課
- (13) 健康増進課

第2条第12号中「健康福祉課」を「福祉国保課」に改め、同号オ中「老人 医療」を「高齢者医療」に改め、同号カを次のように改める。

カ 福祉医療に関すること。

第2条第13号中「高齢者支援課」を「健康増進課」に改め、同号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 保健及び公衆衛生に関すること。

第2条第14号イ及びウを次のように改める。

イ 母子、父子及び寡婦福祉に関すること。

ウ母子保健に関すること。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 理由

コロナ禍社会に対応した成人期から高齢期までの福祉事業と健康づくりを一体的に推進するため、所要の改正をしようとするものである。

# 議第17号

寒河江市個人情報保護法施行条例の制定について

寒河江市個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
- 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、 監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び財産区 をいう。

(個人情報取扱事務登録簿)

- 第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の 記述等により当該個人を検索することができるように体系的に構成した個人情報を利用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」とい う。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下こ の条において「登録簿」という。)を備え付けなければならない。
  - (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (3) 個人情報取扱事務の目的
  - (4) 個人情報の項目
  - (5) 個人情報の対象者の範囲
  - (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 実施機関が法第75条第1項の規定により作成した個人情報ファイル簿に 係る個人情報取扱事務
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務
- (3) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを利用する個人情報取扱事務
- (4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は義務上必要な連絡のために必要な個人情報のみを利用する個人情報取扱事務
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当 該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項に規定する事項の廃止又は変更をしようとするときは、 登録簿の登録の廃止又は変更をしなければならない。
- 5 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始し、又は変更した後に、登録簿への登録又は変更をすることができる。
- 6 実施機関は、前3項の規定により登録簿への登録又は廃止若しくは変更をしたときは、その旨を寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成17年市条例第19号)第1条の規定により設置する寒河江市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。
- 7 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。(開示することとされている情報)
- 第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、寒河江市情報公開条例 (平成元年市条例第5号)第6条第1項第1号イ及びウ並びに同項第2号イ並びに同条第2項に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、 寒河江市手数料条例(平成12年市条例第21号)に定めのある場合を除き、 無料とする。

(開示請求の手続)

第6条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が別に定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

- 第7条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由 があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができ る。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の 期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第8条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由

- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 (寒河江市情報公開・個人情報保護審議会への諮問)
- 第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の 適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要 であると認めるときは、寒河江市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するこ とができる。
  - (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
  - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関において講ずる個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度、各実施機関の法及びこの条例の運用状況について、 公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 寒河江市個人情報保護条例(平成17年市条例第18号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第11条の規定によるその業務に関して知り得た

旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前項の規定の施行前において 旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者
- 4 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第14条、第15条又は第16条の 規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂 正及び利用又は提供の中止については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報の開示、訂正 及び利用又は提供の中止に係る処分に対する審査請求についての寒河江市情報 公開条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員若しくは職員であった者 又は附則第3項第2号に掲げる受託業務に従事している者若しくは従事してい た者が、附則第2項の規定の施行後に正当な理由がないのに旧個人情報を提供 したとき、又はその業務に関して知り得た旧個人情報を自己若しくは第三者の 不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、2年以下の懲役又 は100万円以下の罰金に処する。
- 7 附則第2項の規定の施行の際現に附則第3項第2号に掲げる者の代表者又は その代理人、使用人その他の従業者が、附則第2項の規定の施行後に正当な理 由がないのに旧個人情報を提供したとき、又はその業務に関して知り得た旧個

人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用 したときは、行為者を罰するほか、附則第3項第2号に掲げる者に対して前項 の罰金刑を科する。

8 偽りその他不正の手段により、旧条例第18条第1項の開示決定に基づく旧 個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(寒河江市情報公開条例の一部改正)

9 寒河江市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「寒河江市個人情報保護条例(平成17年市条例第18号)第23条第1項」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定により設置された機関として、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改める。

(寒河江市手数料条例の一部改正)

10 寒河江市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

5	個人	日本産業規格A列3番まで	1枚につき	10円
	情報	の用紙にモノクロ単色刷り		
	保護	で複写したものの交付		
		日本産業規格A列3番まで	1枚につき	5 0 円
		の用紙に多色刷りで複写し		
		たものの交付		

」を

Γ

5	個人	日本産業規格A列3番まで 	1枚につき	10円
	情報	の用紙にモノクロ単色刷り		
	保護	で複写したものの交付		
		日本産業規格A列3番まで	1枚につき	50円
		の用紙に多色刷りで複写し		
		たものの交付		
		録音カセットテープに記録	1巻につき	150円
		されている情報を録音カセ		
		ットテープに複写したもの		
		の交付		
		ビデオカセットテープに記	1巻につき	190円
		録されている情報をビデオ		
		カセットテープに複写した		
		ものの交付		

」に

改める。

(寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

11 寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「寒河江市個人情報保護条例(平成17年市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、寒河江市個人情報保護法施行条例(令和5年市条例第号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)」に改める。

第2条第2号中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法施行条例」に改め

# 理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、施行に必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。

## 議第18号

寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部 改正について

寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例(平成29年市条例第24号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例

寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例(平成29年市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(利用料金の免除)

- 第12条 指定管理者は、宿泊室、グラウンド(キャンプ利用に限る。)及び浴室 の利用料金を除き、次の各号に定めるときは、利用料金を免除するものとする。
  - (1) 市が使用するとき。
  - (2) 市内の次に掲げるものが使用するとき。
    - ア 小学校又は中学校
    - イ 幼稚園、児童福祉施設、放課後児童健全育成事業を行うもの又はスポー ツ少年団 (児童の教育、保育又は健全育成を目的として使用するときに限 る。)
  - (3) 田代地区の住民又は自治会その他の田代地区の団体が、地域づくり、地域活性化等を目的として使用するとき(入場料を徴収しないとき、かつ、営利を目的としない場合に限る。)。
  - (4) その他市長が認めるとき。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 理 由

地域活動の拠点施設として、田代地区住民の交流促進に資するため、所要の改正をしようとするものである。

# 議第19号

寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の3の規定に基づき、職員(非常勤職員を除く。以下同じ。)の高齢者部分休業(同条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

- 第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の 2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。
- 2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。
- 3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日が属する年度の翌年度の 4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができ る。

(高齢者部分休業に係る給与の減額)

- 第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、寒河江市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年市条例第6号。以下「給与条例」という。)第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合において、当該減額の事由が発生した日の属する月以後に支給される給与があるときは、その給与からも減額することができる。
- 2 前項の規定により給与を減額して支給する場合においては、給与条例第14 条の2の規定を準用する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の 申出があった場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員 に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 2 寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年市条例第11号)の一部を次のように改正する。
  - 第14条の2第2号を次のように改める。
  - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第12条の規定により解雇された職員
  - 第18条第2項中「又は介護休暇」を「、高齢者部分休業(当該職員が、60歳

に達した日が属する年度の翌年度の4月1日以後の日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)又は介護休暇」に改める。

(寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年市 条例第19号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「又は介護休暇」を「、高齢者部分休業(当該職員が、60歳に達した日が属する年度の翌年度の4月1日以後の日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)又は介護休暇」に改める。

### 理由

地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。

## 議第20号

寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定 について

寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を別紙のとおり 制定する。

令和5年3月2日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

(目的)

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本理念を 定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がい を理由とする差別の解消に向けた施策を推進することにより、全ての市民が、 障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いなが ら共に生きる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
  - (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいその他の心身の機能の障がい(以下「障がい」という。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
  - (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
  - (3) 障がいを理由とする差別 障がいを理由として不当な差別的取扱いをする こと又は正当な理由なく社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をしない ことをいう。
  - (4) 合理的な配慮 障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じた、 社会的障壁を取り除くための必要かつ適切な変更又は調整(その実施に伴う 負担が過度に重いものを除く。)をいう。

- (5) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。 (基本理念)
- 第3条 障がいを理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念と して行われなければならない。
  - (1) 全ての市民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する かけがえのない個人として尊重されること。
  - (2) 全ての障がいのある人は、個人としてその尊厳が重んぜられ、社会を構成する一員として等しく社会参加の機会が確保されること。
  - (3) 全ての障がいのある人は、言語(手話を含む。) その他の意思疎通のため の手段及び生活する地域についての選択の機会が確保されるとともに、情報 の取得又は利用のための手段の拡大が図られること。
  - (4) 市、市民及び事業者は、互いに協力して障がい及び障がいのある人に対する理解の推進に取り組むこと。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する市民及び事業者の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けて、必要な施策を推進しなければならない。
- 2 前項の規定による施策の推進に当たって、市は国、県及び他の地方公共団体 その他関係機関と連携し、及び協力するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に 対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策に協力するよう努めるものとする。 2 障がいのある人(障がいのある人が意思表示を行うことが難しい場合にはその家族、後見人その他の支援者。次条第2項及び第7条第2項において同じ。)は、合理的な配慮が必要なときは、配慮の内容について、周囲の人々に伝えるよう努めるものとする。

(市における障がいを理由とする差別の禁止等)

- 第6条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由とする差別をすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。
- 2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、当該障がいのある人の権利利益を侵害することのないよう、合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障がいを理由とする差別の禁止等)

- 第7条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由とする差別をすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、当該障がいのある人の権利利益を侵害することのないよう、合理的な配慮をしなければならない。

(広報及び啓発)

第8条 市は、障がい及び障がいのある人に対する市民及び事業者の理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策を推進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(相談体制の整備)

第9条 市は、障がいを理由とする差別に関する相談(以下「相談」という。)

に的確に対応するため、人材の育成及び確保のための措置その他の必要な相談 体制の整備を図るものとする。

- 2 市は、相談を受けた場合には、必要に応じて、次に掲げる対応をするものと する。
  - (1) 相談者に必要な情報の提供及び助言
  - (2) 相談に係る事実の確認及び関係者間の調整
  - (3) 関係機関との連絡調整

(協議の場の設置)

- 第10条 市は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、障がい者関係団体、福祉関係団体、就労支援機関、教育機関その他関係者による協議の場を設けるものとする。
- 2 前項の協議の場においては、必要な情報を交換するとともに、関係者相互の 連携を図るものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(調整規定)

2 この条例の施行の日が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第7条第2項の規定の適用については、同項中「しなければならない」とあるのは、「するように努めなければならな

い」とする。

### 理 由

障がいを理由とする差別の解消に向けた施策を推進することにより、全ての市 民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合い ながら共に生きる社会の実現に資するため、条例を制定しようとするものであ る。

## 議第21号

こども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について

こども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

こども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

(寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例の一部改正)

第1条 寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例(平成25年市条例第32号) の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正)

第2条 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第7条第1項」を「第7条第1項、第7条の3第2項」に 改める。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、 前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携

が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周 知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて 安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」を「設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り」に改め、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第2号中「子ども・子育て支援法」を「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」に改める。

(寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部改正)

第3条 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に 改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項 第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号 中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同 条第3号」に改める。

第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「の法第19条第1項第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「の法第19条第1項第2号」を「の同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。 第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第 1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」 に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改 め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。 第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第 4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。 第26条を次のように改める。

### 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「定められた法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。第39条第2項中「係る法第19条第1項第3号」を「係る法第19条第3

号」に、「の法第19条第1項第3号」を「の同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第3号」を「係る法第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「なる法第19条第1項第1号」を「なる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、 同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条 第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第 19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条 第2号」に改める。

(寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第4条 寒河江市保育の必要性の認定に関する条例(平成26年市条例第26号) の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

(寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成26年市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第6条の2 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該 事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組 等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職 員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画 (以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従 い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修 及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければなら ない。
- 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変 更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その 他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車 の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法によ り、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、 利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で 早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」と

- いう。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第5条の規定による 改正後の寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」と あるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」と あるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」 とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

#### 理 由

こども家庭庁設置法の施行並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童福祉施設の安全管理等について、所要の改正をしようと

するものである。

# 議第22号

寒河江市国民健康保険条例の一部改正について

寒河江市国民健康保険条例(昭和34年市条例第3号)の一部を別紙のとおり 改正する。

令和5年3月2日 提 出

## 寒河江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒河江市国民健康保険条例(昭和34年市条例第3号)の一部を次のように改 正する。

第6条中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日以前に出産した場合の出産育児一時金の額については、 なお従前の例による。

#### 理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金について、所要の改正を しようとするものである。

# 議第23号

寒河江市犯罪被害者等支援条例の制定について

寒河江市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日 提 出

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
  - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
  - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
  - (3) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように するためにその受けた被害を回復し、又は軽減する取組をいう。
  - (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の理解又は配慮に欠ける言動、偏見、差別、プライバシーの侵害、誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
  - (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から犯罪等により再び受ける 被害をいう。
  - (6) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
  - (7) 事業者 市の区域において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
  - (8) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(9) 関係機関等 国、県、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び民間 支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として 行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮して適切に行われるとともに、 二次的被害及び再被害(以下「二次的被害等」という。)が生ずることのない よう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施するものとする。
- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関 等と連携し、及び協力するものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害等が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努

めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるように、二次 的被害等を含む犯罪被害者等が直面している様々な問題についての相談に応 じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行 うものとする。

(二次的被害等の防止)

第7条 市は、犯罪被害者等が二次的被害等を受けることがないよう、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉の保護に努めるとともに、関係機関等と協力して 犯罪被害者等の安全の確保に努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、 経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとす る。

(保健医療サービス及び福祉サービス)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響からの早期の回復 を図るため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サー ビスに関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第11条 市は、市民等及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的 被害等の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を 深めるための広報及び啓発を行うものとする。

(意見の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等からの意見を 聴き、必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

犯罪被害者等の支援を総合的に推進するとともに、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、並びに市民等が安全で安心に暮らすことができるまちづくりの推進に寄与するため、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念等を定めるにあたり、条例を制定しようとするものである。

## 議第24号

寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正 について

寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例(昭和56年市条例 第9号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日 提 出

寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部を 改正する条例

寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例(昭和56年市条例 第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

Γ

寒河江市葉山キヤンプ場

寒河江市大字白岩5061番地の2

」を

削る。

第2条の2第1項中「5月1日から10月20日まで」を「4月20日から 10月31日まで」に改め、同条第2項中「のうち寒河江市葉山市民荘の使用時間」を「の使用時間」に改め、同項ただし書を削る。

第7条中「き損」を「毀損」に改める。

別表中

Γ

寒河江市葉山キヤンプ場

」を

削る。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 理 由

葉山森林総合レクリエーション施設の利便性向上と運営適正化を図るため、所要の改正をしようとするものである。

# 議第25号

寒河江市道路占用料条例の一部改正について

寒河江市道路占用料条例(昭和50年市条例第18号)の一部を別紙のとおり 改正する。

令和5年3月2日 提 出

# 寒河江市道路占用料条例の一部を改正する条例

寒河江市道路占用料条例(昭和50年市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

## 別表

	L. 177.47.191	占用料		
	占用物件	単位	金額	
	第1種電柱		4 8 0	
	第2種電柱		7 3 0	
	第3種電柱		9 9 0	
	第1種電話柱	1本につき1年	4 3 0	
<b>计</b>	第2種電話柱		6 8 0	
法第32条	第3種電話柱		9 4 0	
第1項第1 号に掲げる	その他の柱類		4 3	
工作物	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	4	
工1540	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	4 2 0	
		占用面積1平方		
	地下に設ける変圧器	メートルにつき	2 6 0	
		1年		
	変圧塔その他これに類するもの及		8 5 0	
	び公衆電話所	1個につき1年	0 0 0	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		3 6 0	
		表示面積1平方		
	広告塔	メートルにつき	8 7 0	
		1年		
		占用面積1平方		
	その他のもの	メートルにつき	8 5 0	
		1年		
法第32条	外径が 0.0 7メートル未満のもの		1 8	
	外径が0.07メートル以上0.1		2 6	
	メートル未満のもの	につき1年	2.0	
物件	外径が 0.1 メートル以上 0.1 5		3 8	

<b>,</b>	1		i	I	 
	メートル未済	茜のもの			
	外径が 0.1	5メートバ	レ以上0.2		5 1
	メートル未済	茜のもの			0 1
	外径が 0.2	メートルり	以上0.3メ		7 7
	ートル未満の	のもの			
	外径が 0.3	メートルリ	以上0.4メ		1 0 0
	ートル未満の	のもの			1 0 0
	外径が 0.4	メートルリ	以上0.7メ		180
	ートル未満の	のもの			1 0 0
	外径が 0.7	メートル以	上1メート		260
	ル未満のもの	カ			
	外径が1メ	ートル以上の	かもの		5 1 0
法第32条		法第2条	地下に設	長さ1メートル	3
第1項第3		第2項第	けるもの	につき1年	0
号に掲げる		5 号に規			
施設		定する自			
		動運行装			
		置による	その他の		
		検知の対	もの		9
		象として			
	自動運行補				
	助施設	導線その			
		他の線類	v/ > 2 > 2		
				1本につき1年	
			表示する標		6 8 0
		示柱その他			
		7 0 114 0	上空に設		4 3 0
			けるもの	メートルにつき	
		もの	地下に設	1年	2 6 0
	この他のも	D	けるもの		9 5 0
その他のもの 法第32条第1項第4号に掲げる施設					8 5 0
広男36余	ヵ 1 垻	(二個() つ肥)	пX		850 Aに0.004を乗
<b>计                                    </b>		階数が1の	もの	上田云往(亚十)	Aに0.004を乗 ドア得た類
法第32条	Ī			占用面積1平方 メートルにつき	
第1項第5 号に掲げる		階数が20	りもの	メートルにつき	A に 0.0 0 6 を乗 じて得た額
を が	地下主			1 +	
//U 月X		階数が3号	以上のもの		A に 0 . 0 0 7 を乗 いて得た類
					じて得た額

	上空に設け	る通路		4 3 0
	地下に設け	る通路		260
-	その他のもの	か		8 5 0
法第32条 第1項第6	祭礼、縁日を時的に設け	たの他の催しに際し、一 るもの	占用面積1平方 メートルにつき 1日	9
号に掲げる 施設	その他のもの	D)	占用面積1平方 メートルにつき 1月	8 7
	看板 (アー チであるも のを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	8 7
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	8 7 0
	標識		1本につき1年	6 8 0
令第7条第 1号に掲げ	旗ざお	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	1本につき1日	9
る物件		その他のもの	1本につき1月	8 7
	幕(令第7 条第4号に 掲げる工事	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの		9
	用施設であ るものを除 く。)	その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	8 7
	アーチ	車道を横断するもの その他のもの	1 基につき 1 月	8 7 0 4 3 0
令第7条第	2号に掲げる	工作物	占用面積1平方	8 5 0
令第7条第3号に掲げる施設			メートルにつき 1年	Aに0.031を乗 じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第 5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方 メートルにつき	8 7
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	8 5
令第7条第 トンネルの上又は高架の道路の路 8号に掲げ 面下(当該路面下の地下を除く。) る施設 に設けるもの			占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.014を乗 じて得た額

, 			,	
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗
_	工工化队门			じて得た額
	地下 (トン	階数が1のもの		Aに0.004を乗
	ボー(トンネルの上の)			じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗
	地 r を 尿 く。) に設け			じて得た額
	るもの	階数が3以上のもの		Aに0.07を乗じ
	.0 0 0	相数// 0 次上 0 0 0		て得た額
	その他のもの	D		Aに0.025を乗
	(C 0) [E 0) (B (			じて得た額
<b>公</b>	建筑版			Aに0.019を乗
<ul><li>令第7条第</li><li>9号に掲げ</li></ul>	<b>建</b> 架彻			じて得た額
	スの仏のも	<b>7</b>		Aに0.014を乗
つ 旭 政	その他のもの			じて得た額
令第7条第	7 <del>-1-1/2/2</del> 1-1/20			Aに0.022を乗
10号に掲	建築物			じて得た額
げる施設及				A 12 O O 1 4 7 F
び自動車駐	その他のもの	$\mathcal{D}$		Aに0.014を乗 ドス組む短
車場				じて得た額
	トンネルの	上又は高架の道路の路		Aに0.019を乗
令第7条第	面下に設け	るもの		じて得た額
11号に掲	「虚ける肌は	7 1 0		Aに0.022を乗
げる応急仮	上空に設け	<b>つり</b>		じて得た額
設建築物	7 0 114 0 3			Aに0.031を乗
	その他のもの	V)		じて得た額
	1 0 日 1 1 1 1 1 1 1	7 TP E		Aに0.025を乗
<b>节</b> 男 / 余弟	12号に掲げ	る奋具		じて得た額
	トンネルの	上又は自動車専用道路	] [	17-0-0-0-5
令第7条第	(高架のも	のに限る。)の路面下に		Aに0.019を乗
13号に掲	設けるもの			じて得た額
げる施設	[ <del>                                     </del>	7.1.0	]	Aに0.022を乗
	上空に設け	<b>るも</b> の		じて得た額
	その他のもの		1	Aに0.031を乗
				じて得た額
			1	

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 理 由

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

## 議第26号

寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について

寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約(平成11年市告示第64号) の一部を別紙のとおり変更する。

令和5年3月2日 提 出

寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約(平成11年市告示第64号) の一部を次のように変更する。

第4条第3項中「72人」を「72人以内」に改める。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

## 理 由

介護認定審査会委員に欠員が生じた場合に柔軟に対応できるようにするため、 規約の一部を変更するものであり、地方自治法第252条の7第3項の規定により提案するものである。

## 議第27号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭和37年法律第88号)第3条の規定により、田代辺地に係る公共的施設の 総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和5年3月2日 提 出

# 総合整備計画書(第2次変更)

山形県 寒河江市 田代辺地 (辺地の人口<u>175</u>人、面積15.2 K m³)

#### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 寒河江市大字田代
- (2) 地域の中心の位置 寒河江市大字田代字前田代280番1
- (3) 辺地度点数 141点

#### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

田代辺地は、葉山山系の南面を流れる実沢川、赤沢川沿いに集落が形成され、市の中心部から遠距離にあり、地形上いずれの集落とも隣接していない状況にある。地域での生活需要は市中心部に依存しており、日常生活上不便を来していることから、辺地内における公共的施設を整備し、住民の福祉や利便性の向上を図る必要がある。

#### (1) 農道整備

農道葉山牧場線は地域住民が農業や林業を営むために必要不可欠な路線であるが、融雪時に路肩が崩れ危険な状態となるため、交通の安全確保を図る目的から路肩の整備等を行うものである。

#### (2) 観光施設整備

寒河江市田代地区多目的交流館(学びの里 TASSHO)は、閉校した田代小学校を再活用し、スポーツ、四季の里山体験、宿泊ができる小学校としてリノベーションした施設であるが、校舎の老朽化により、屋根からの雨漏りや、外壁の亀裂が生じており、令和2年度に行った調査によると、放置した場合には内部鉄骨の腐食や下地の劣化が予想され、今後大きな剥落につながる恐れがあるため、利用者の安全確保を図る目的から改修工事を行うものである。

また、高架水槽から施設内部へ接続する給水管についても老朽化が進んでおり、水道管の水に濁りが発生している状況であるため、安全・安心な施設整備を図る目的から給水管の更生工事を行うものである。

さらに、施設利用者の安全性・快適性の向上を図るため、経年劣化により開閉に支障をきたしている体育館窓のオペレーター修理工事、流水が弱く利用に支障をきたしている洋式トイレの改修工事及び経年劣化により損傷し危険な状態にあるグラウンドのフェンス修繕工事を行うものである。

# 別記様式

## 3 公共的施設の整備計画

## (変更前)

令和3年度から令和7年度まで5年間(第10期計画) (単位:千円)

事区分	<u> </u>		財源内訳		一般財源
業  施設名	体	事業費	特定財源	一般財源	の う ち 辺 地 債 の 予 定額
農道整備	市	21, 429		21, 429	21, 400
観光施設整備	市	17, 429		17, 429	17, 400
合計		38, 858		38, 858	38, 800

# (変更後)

令和3年度から令和7年度まで5年間(第10期計画) (単位:千円)

事 区分 業 主 施設名 体		事業費	財源内訳		一般財源
			特定財源	一般財源	の う ち 辺 地 対 策 事 業 債 の 予 定額
農道整備	市	53, 889		53, 889	53, 800
観光施設整備	市	<u>22, 151</u>		<u>22, 151</u>	22, 100
合計		76,040		76,040	<u>75, 900</u>

# 議第28号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、別紙のと おり市道の路線を認定する。

令和5年3月2日 提 出

路線	路線名	起点	重要な
番号	始	終点	経過地
10309	七日町2号線	寒河江市七日町7番6	
10303		寒河江市七日町7番9	
10210	一	寒河江市西根北町210番13	
10310   西根北町2号線		寒河江市西根北町210番6	
10011	新祖 小町 9 日.始	寒河江市西根北町210番9	
10311 西	西根北町3号線	寒河江市西根北町210番3	
20206	自志 1 0 只绰	寒河江市大字島字島南802番1	
20396	島南12号線	寒河江市大字島字皿沼西818番3	
90207		寒河江市六供町二丁目1568番4	
20397	六供町6号線	寒河江市六供町二丁目1568番13	

# 理 由

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、5路線を認定しようと するものである。